

犬猫のマイクロチップ装着等の義務化について

～犬猫等販売業者向け～

令和4年6月1日から、第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）が取り扱う犬猫へのマイクロチップ装着と登録が義務化されました。



令和4年6月1日からは、
マイクロチップ装着＋登録が必須です！

1 マイクロチップを装着していない犬猫を取得した場合 （生まれた場合等）

1 マイクロチップ装着について

●生後91日以上の場合は、下記のいずれかで装着

A 犬猫を取得した日から30日以内

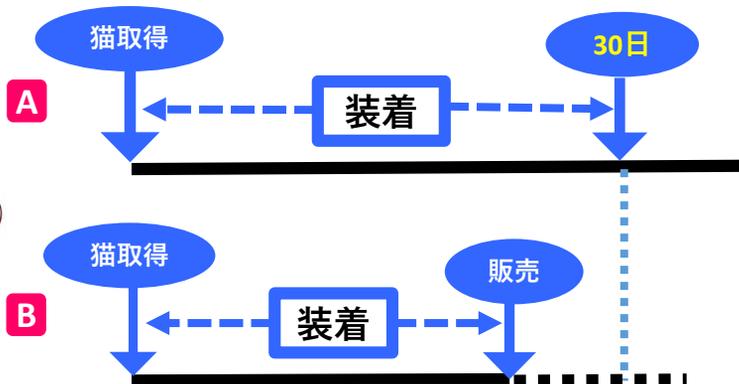
B 犬猫を取得した日から30日までに販売する場合は販売日まで

●生後90日以内の場合は、下記のいずれかで装着

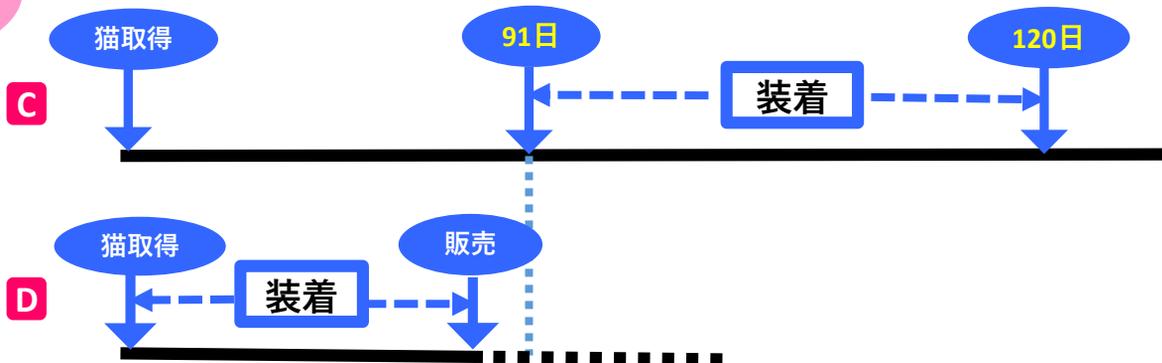
C 生後91日以上飼育する場合は、生後120日まで

D 生後120日以内において販売する日まで

生後91日
以上の猫



生後90日
以内の猫



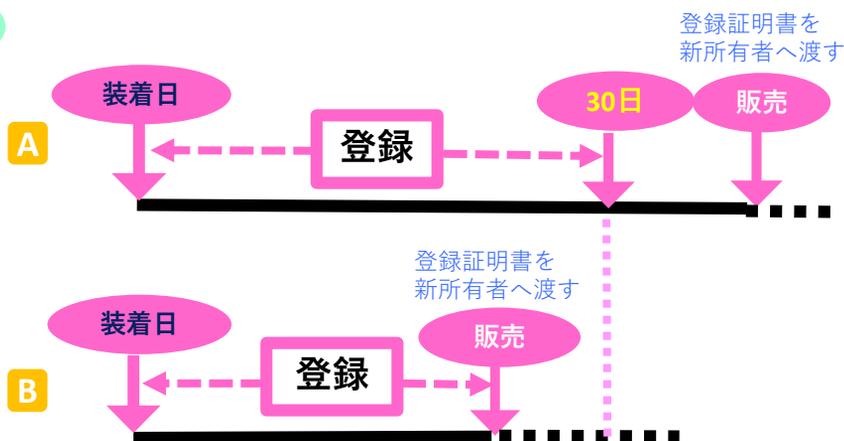
2 登録について

●犬猫にマイクロチップを装着した後は、下記のいずれかで登録

A マイクロチップを装着した日から30日以内

B マイクロチップを装着した日から30日までに販売する場合は販売日まで

マイクロチップ
装着猫



●引っ越し等、登録受けた犬猫の所有者の氏名又は住所等に**変更**があった場合には、30日以内に届け出が必要

●登録を受けた犬猫を販売する時には、**登録証明書**を一緒に渡すこと

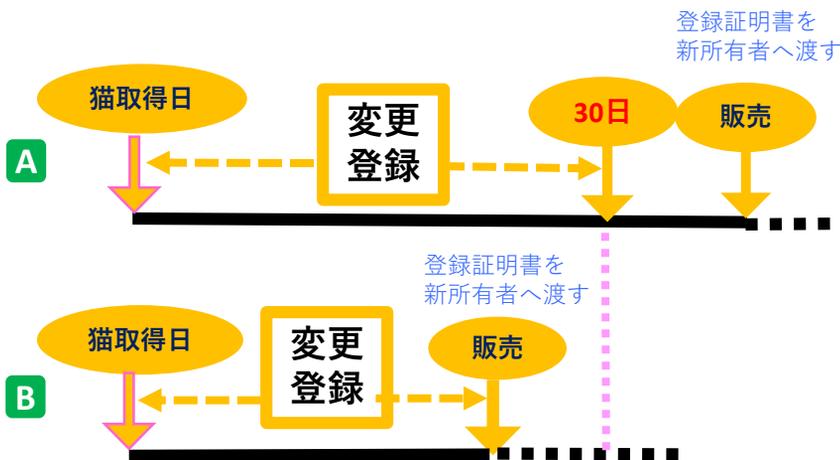
2 変更登録

●マイクロチップが装着され登録を受けた犬猫を取得した場合は、下記のいずれかで**変更登録**

A 犬猫を取得した日から30日以内

B 犬猫を取得した日から30日までに販売する場合は販売日まで

マイクロチップ
装着・登録済猫



3 その他の規定

●令和4年6月1日より前から所有している犬猫について

【マイクロチップを装着していない犬猫】

- ・令和4年6月1日以降に業者から業者へ販売する場合は、購入した事業者がマイクロチップを装着し登録を受ける義務がある
- ・令和4年6月1日以降に業者から一般の飼い主へ販売する場合は、飼い主がマイクロチップを装着する努力義務がある
- ・令和4年6月1日以降も飼育をし続ける場合は、装着に努めること

【マイクロチップを装着している犬猫】

- ・令和4年6月30日までに登録を受けること。ただし、令和4年6月30日までに販売する場合は販売日までに登録を受けること

※その他の事例については、別表「犬猫のマイクロチップ装着・登録義務の判断表」参照

●令和4年6月1日より前にマイクロチップを装着し下記民間団体に登録している場合

- ・本制度へ移行登録できる
- ・対象団体：Fam、ジャパンケネルクラブ、マイクロチップ東海、日本マイクロチップ普及協会、日本獣医師会（AIPO）
- ・「移行登録サイト」：<https://www.aipo.jp/transfer>



マイクロチップの登録等に関するお問い合わせ先は
(公社)日本獣医師会 TEL 03-6384-5320

マイクロチップ制度についての最新情報は
環境省

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>

